

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

2 所管事務の調査（報告）

- (1) 川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）に係るパブリックコメントの実施について

資料 川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）に係るパブリックコメントの実施について

令和4年11月24日

消 防 局

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）について意見を募集します

川崎市火災予防規則において定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画届出の添付書類の削減について、市民意見の反映を図るため、パブリックコメントを実施します。

1 意見の募集期間

令和4年12月10日（土）から令和5年1月15日（日）まで

※郵送の場合は、令和5年1月15日（日）付けの消印まで有効です。

2 資料の閲覧場所

- (1) かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 消防局、各消防署
- (4) 川崎市ホームページ

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

（電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。）

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

(1) 郵送又は持参

〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局予防部予防課

(2) F A X

F A X 番号 044-223-2795

(3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 意見書の様式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、F A X 番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

5 問い合わせ先

川崎市消防局予防部予防課設備係

電話：044-223-2712 F A X：044-223-2795

意見書

題名	川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	令和 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則(案)に対する意見

--	--	--	--

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。
また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	消防局予防部予防課設備係		
電話番号	044-223-2712	FAX番号	044-223-2795
住所	〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7		

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の経緯

消防法施行規則に定める消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届」という。）※¹及び工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）※²においては、国民の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、同届出書に添付する書類を削減するため、消防法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。（令和4年9月14日公布、令和5年4月1日施行）

川崎市火災予防規則に定める消防用設備等（特殊消防用設備等）工事計画届（以下「工事計画届」という。）※³においても、「2 本市における川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の考え方」に基づき、同届に添付する書類を削減するため、川崎市火災予防規則の一部を改正するものです。

※1 設置届について

政令で定める防火対象物の関係者は、消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から4日以内に、消防長等に対して、設置を届け出て、検査を受けなければならないこととされています。

（消防法第17条の3の2、消防法施行規則第31条の3）

※2 着工届について

甲種消防設備士は、政令で定める消防用設備等の設置に係る工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の10日前までに、消防長等に対して、着工着手の届け出を行わなければならないこととされています。

（消防法第17条の14、消防法施行規則第33条の18）

※3 工事計画届について

消防用設備等の設置に係る工事をしようとする者は、当該工事に着手しようとする日の10日前までに工事計画を消防長に届け出なければならないこととされています。

（川崎市火災予防条例第67条、川崎市火災予防規則第21条）

2 本市における川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の考え方

着工届は、着工届の対象となる消防用設備等について、工事前に必要な確認を行うため、事前の届出を定めています。また、工事計画届は、着工届の対象となる消防用設備等以外の消防用設備等についても工事前に必要な確認を行うため、事前の届出を定めています。消防法施行規則の一部を改正する省令により、着工届に添付する書類が削減されたことで、工事計画届との関係において、複雑な届出制度とならないよう着工届との整合を図るものです。

3 主な改正の内容

工事計画届に添付することとしている付近見取図、平面図、立面図又は断面図、概要表並びに消防用設備等の設計書、仕様書、計算書及び設計図を、改正後は、平面図、配管及び配線の系統図並びに計算書へ削減するものです。

その他必要な事項については、平面図等に記載することとし、記載内容等については、別途示すこととします。

4 施行日

令和5年4月1日